

令和5年度茨城県フリースクール連携推進事業実施要領

1 趣旨

学校以外の場において学習支援等を行うフリースクールに対する運営費補助、並びにフリースクールに通所する不登校児童生徒のいる世帯のうち、経済的な事情のある世帯に対する授業料等補助を実施することにより、義務教育段階における不登校児童生徒の教育機会の確保及び社会的自立の促進を図る。

2 事業対象期間

(1) フリースクールに対する運営費補助

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) 授業料等補助

不登校児童生徒が在籍する学校の始業式が行われる日の属する月から卒業式又は修了式が行われる日の属する月までとする。

ただし、前年度中に本年度の授業料等の支払いが発生し、適正な支払いと認められるときはこの限りではない。

3 事業の実施方法

令和5年度茨城県フリースクール連携推進事業費補助金交付要項に基づき、補助金を交付する。

4 補助事業の内容

(1) フリースクールに対する運営費補助について

① 補助対象

補助要件を満たしたフリースクールを補助対象とする。

② 補助対象経費

- ア 常勤職員の人件費（給料、諸手当）
- イ 学習に係る教材や参考図書の購入費
- ウ 体験活動に係るバス借上料及び施設入場料
- エ 外部講師招へいのための謝金及び旅費
- オ 賃借料（児童生徒が使用する施設、建物）

③ 補助率及び補助限度額

補助率は、補助対象経費の実支出額の2分の1以内とする。

補助額は、1施設あたり年間1,000,000円を限度とする。

予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

④ 補助要件

- ア 県内に所在すること
- イ 不登校児童生徒に対する相談・指導に関し、深い理解と知識又は経験を有し、一定の社会的信用を有していること
- ウ 不登校児童生徒やその家庭を支援するために、相談・指導の状況等を定期的に連絡し、情報共有を図るなど、学校と十分な連携・協力関係を構築していること
- エ 児童生徒の在籍校において、指導要録上出席扱いと認められている通所者がいること
- オ 個人の状況に応じた相談・指導が行われていること
- カ 指導に必要な職員を複数人有していること
- キ 不登校児童生徒の相談・指導を実施するに当たって支障のない程度の施設・設備を有していること
- ク 週3日以上及び市町村立学校と同様の時間帯に開設していること

- ケ フリースクールの運営にあたり、補助額の1/2以上の自己資金や民間企業等からの寄付金、借入金等を充当し、フリースクールを運営していること
 - コ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと
 - サ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと
 - シ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員の統制下にある団体でないこと
 - ス 国又は地方公共団体から、本事業以外の補助金の交付を受けていないこと
- (2) 授業料等補助について

① 補助対象

補助要件に該当するフリースクールに通所している児童生徒がいる経済的な事情のある世帯を補助対象とする。

② 補助対象経費

フリースクールへの通所に係る授業料等

③ 補助率及び補助限度額

補助率は、保護者が支払う金額の2分の1以内とする。

補助額は、不登校児童生徒1人につき、1か月あたり15,000円（年間180,000円）を限度とする。

④ 補助要件

ア 茨城県内に居住していること

イ 経済的な事情のある世帯（住民税非課税世帯、要保護世帯又は準要保護世帯）であること

ウ 地方公共団体から、本事業以外の補助金の交付を受けている場合には、その証明を添付すること

エ 上記4(1)④のうち、イ、ウ、コ、サ、シの要件を満たす県内外のフリースクールに通所していること

5 申請方法

(1) フリースクールに対する運営費補助について

① 提出書類

ア	補助金交付申請書（様式第1号-①号）
イ	実施計画書（様式第2号）
ウ	収支予算書（様式第3号）
エ	事業に係る調査票（様式第15号）
オ	運営費補助受給に係る申立書（様式第16-①号）
カ	法人登記簿の写し又は登記事項証明書 ※ 法人の場合に限る。
キ	納税証明書（国税及び地方税）
ク	4(1)④ケの証明の写し
ケ	施設の事業内容が確認できるパンフレット、案内チラシ等
コ	学校と連携している書類の写し（直近のもの1名分） ※個人情報に係る部分は黒塗りとする

② 募集期間

令和5年8月31日（木）まで

③ 支払方法（※下記「表1」参照）

概算払及び精算払

④ 提出方法及び提出先

電子メールにより書類を gikyo3@pref. ibaraki. lg. jp（下記7参照）に提出すること。

※カ、キに関しては、郵送で提出すること

(2) 授業料等補助について

① 提出書類

ア 授業料等補助申請書（様式第 1－②号）
イ 通所証明書（様式第 4 号）
ウ フリースクール利用確認書（様式第 5 号）
エ 授業料等補助受給に係る申立書（様式第 16－②号）
オ 住民税非課税世帯、要保護世帯又は準要保護世帯であることの証明書 【証明書又は、認定通知の写し】
カ 地方公共団体から、本事業以外の補助金の交付を受けている場合は、その証明書（交付決定通知書又は、額の確定通知書など） ※補助金を交付している地方公共団体に、申請状況について情報提供することがある
キ 申請前月末までの授業料等の領収書等の写し ※申請以前に通所した実績がある場合のみ提出

② 提出期間

翌月 10 日まで（令和 6 年 3 月分については、令和 6 年 3 月 31 日までとする）

③ 支払方法

精算払

6 審査について

(1) 運営費補助に係る審査

① 書類審査

提出書類により、茨城県教育委員会が審査を行う。

② 訪問調査

ア 運営費補助を申請したフリースクールに対して、茨城県教育委員会による訪問調査を実施する。

イ 日程等については、申請書等受理後に別途連絡する。

③ 審査結果の通知

交付決定通知書（様式第 6－①号）又は不交付決定通知書（様式第 6－②号）により通知する。

(2) 授業料等補助に係る審査

① 書類審査

提出書類により、茨城県教育委員会が審査を行う。

② 審査結果の通知

交付決定通知書（様式第 7 号）又は不交付決定通知書（様式第 6－②号）により通知する。

7 提出先及び問い合わせ先

茨城県教育庁学校教育部義務教育課

〒310-8588 水戸市笠原町 978 番 6（茨城県庁 22 階）

TEL 029-301-5229 FAX 029-301-5239

E-mail gikyo3@pref.ibaraki.lg.jp